

令和 7 年 度

加須市財政健全化審査意見書

加須市経営健全化審査意見書

加 須 市 監 査 委 員



加 監 発 第 4 7 号
令和 8 年 8 月 1 8 日

加須市長 高 橋 稔 裕 様

加須市監査委員 秋 本 政 信
加須市監査委員 田 中 良 夫

令和 7 年度決算に基づく財政健全化及び経営健全化審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率等を加須市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度加須市財政健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和2年加須市監査委員告示第4号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和7年度決算に基づく健全化判断比率

4 審査の着眼点（評価項目）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和8年7月28日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：％)

健全化判断比率	令和 7 年度	早期健全化基準	令和 6 年度
ア 実質赤字比率	—	11.91	—
イ 連結実質赤字比率	—	16.91	—
ウ 実質公債費比率	5.3	25.0	5.6
エ 将来負担比率	—	350.0	—

＊上記表中アとイについて黒字の場合及びエについて比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

令和 7 年度の実質赤字額はなく、黒字となっている。

イ 連結実質赤字比率について

令和 7 年度の連結実質赤字額はなく、黒字となっている。

ウ 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率は 5.3％となっており、早期健全化基準の 25％と比較すると、これを下回っている。

エ 将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回っていることから算定されない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度加須市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和 2 年加須市監査委員告示第 4 号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率（加須市水道事業会計）

4 審査の着眼点（評価項目）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和 8 年 7 月 28 日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足は生じていない。

(単位：％)

比率名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20

*資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度加須市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 加須市監査基準に準拠している旨

監査委員は、加須市監査基準（令和 2 年加須市監査委員告示第 4 号）に準拠して審査を行った。

2 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率等審査

3 審査の対象

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率（加須市下水道事業会計）

4 審査の着眼点（評価項目）

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか。

5 審査の実施内容

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、令和 8 年 7 月 28 日に関係職員から説明を聴取し実施した。

6 審査の結果及び意見

（1）総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足は生じていない。

(単位：％)

比率名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20

*資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載することとされている。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。